

加古川市両荘地区義務教育学校開校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 加古川市両荘地区義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）の開校にあたり、地域、保護者及び学校関係者並びに教育委員会が連携して、子どもたちのためのよりよい教育環境を創出し、地域の実態に即した義務教育学校となるよう、幅広い意見を聴取するため、加古川市両荘地区義務教育学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見交換する。

- (1) 義務教育学校の学校運営に関すること。
- (2) 義務教育学校の施設整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者で構成し、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域団体の代表
- (2) こども園の保護者会並びに小学校及び中学校のPTAの代表
- (3) 小学校及び中学校の代表
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

2 前項に掲げるもののほか、オブザーバーとして、学識経験者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、義務教育学校の開校の日までとする。ただし、任期の途中の交代も可とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(報償費)

第6条 委員会の委員の報償額は、日額3,000円とする。

- 2 委員のうち国及び地方公共団体に属する職員に対しては、報償費を支給しない。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の委員の代理出席は、認めないものとする。
- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(専門部会)

第8条 委員長は、必要に応じて委員会に諮り、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員会の委員で構成し、その代表は、委員長が指名する。
- 3 専門部会は、第2条各号に掲げる事項について協議する。
- 4 専門部会の代表は、前項の協議の結果を委員会に報告する。
- 5 専門部会の会議は、代表が招集し、代表がその議長となる。
- 6 専門部会の代表は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 7 専門部会の委員の代理出席は、認めないものとする。

(庶務)

第9条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月7日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱による最初の委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育委員会
が招集する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、義務教育学校の開校の日にその効力を失う。